

「第2回特定商取引法専門調査会の意見を踏まえた議論のたたき台(案)」

への意見

2015年4月17日

(一社)日本経済団体連合会
常務理事 阿部泰久

「(3) 特定商取引法の規制のあり方」(権利売買)について

- ・原則として全ての事業者と消費者間の有償取引を特商法の規制下におく 案は、抜本的な改正となり実務への影響が大きいことを懸念する。
- ・政令改正による指定権利の追加を行うとする 案については、事業者・消費者双方の予測可能性の観点から、 に対応できるならば対応すべきだが、規制が後追いになるという指摘についても理解できる。
- ・そのため、基本的には、指定権利制を廃止し、原則として全ての権利の販売を適用対象とするという 案の方向性についても更に検討すべきと考える。但し、仮に 案とする場合、権利の外延について、実務に混乱が生じないよう、条文・逐条解説等で分かりやすく規定・解説すべきである。また、適用除外については、他の業法により規制されているものは全て適用除外になることにするとともに、通常の事業者の意見・事業活動の実態を踏まえ、必要に応じて、適用除外の規定を整備・拡充することが重要である。

以上